

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	8,129,844,121	流動負債	6,943,079,649
現金及び預金	1,213,505,666	買掛金	2,996,020,718
預け金	638,863,073	短期借入金	0
売掛金	1,319,695,155	未払金	112,636,133
新車	2,786,885,740	未払法人税等	26,785,200
中古車	1,179,733,005	通算制度未払金	4,434,009
部品	173,863,443	未払消費税	14,541,658
その他棚卸資産	211,261,175	未払費用	521,403,951
中古車低価法適用額	▲ 2,143,563	前受金	2,197,638,414
その他の流動資産	608,180,427	預り金	281,988,827
		前受収益	1,201,096
		賞与引当金	607,903,481
		仮受金	99,045,469
		短期リース負債	79,480,693
固定資産	19,237,083,257	固定負債	2,117,091,924
(有形固定資産)			
建物	5,779,689,841	預り保証金	170,168,706
構築物	537,868,456	退職給付引当金	1,376,030,961
機械装置	359,801,141	役員退職慰労引当金	10,640,000
車両運搬具	1,381,378,610	長期資産除去債務	7,513,000
工具器具備品	119,372,545	長期リース負債	256,002,339
リース資産	304,739,475	他	296,736,918
土地	9,764,615,891	負債合計	9,060,171,573
建設仮勘定	212,450,000		
(無形固定資産)		純資産の部	
その他の無形固定資産	31,250,469	株主資本	
投資有価証券	1,100,000	資本金	80,000,000
出資金	15,230,600	資本剰余金	1,059,161,650
差入保証金	230,000	利益剰余金	17,169,472,155
長期貸付金	414,400	(前期繰越利益)	4,806,847,650
長期前払費用	22,277,920	株主資本合計	18,308,633,805
長期金銭債権	185,273,111		
繰延費用	2,206,458	評価・換算差額等	
長期繰延税金資産	636,250,415	有価証券評価差額金	0
その他投資	68,661,436	評価・換算差額等合計	0
貸倒引当金(長期)	▲ 18,981,711	純資産合計	18,308,633,805
繰延資産	1,878,000		
資産合計	27,368,805,378	負債及び純資産合計	27,368,805,378

(注)有形固定資産の減価償却累計額 8,351,252,275円

個別注記表
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

重要な会計方針に係わる事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 市場価格のある有価証券
期末日の市場価格に基づき評価し、評価差額は損益として処理しています。
 - ② 市場価格のない株式以外のもの
取得原価に基づき評価しています。
 - ③ 市場価格のない株式等
取得原価に基づき評価しています。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 新車、中古車は低価法
 - ② 部品は移動平均法による原価法
 - ③ 貯蔵品は最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
法人税法の規定による定率法、ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備・構築物は定額法による
平成30年4月1日以降は車両運搬具以外のものは定額法による
 - (2) 無形固定資産
法人税法の規定による定額法
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率により計上していたが、平成22年度税制改正に伴い法人税法の規定による法定繰入率に関わる中小企業向け特例措置が不適用となったことから、貸倒実績率の計算により計上。貸倒懸念債権特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づき、当事業年度末における退職給付要支給額を計上
(要支給額に直近の昇給率と割引率を織り込み、将来の給付額増と給付債務を現在価値に割引き計上)
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づき、期末要支給額を計上
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理による
ただし、平成20年4月1日以降にリース開始する、契約1件当たりのリース料総額が3百万円以上の取引に関しては、売買取引(オンバランス)による会計処理による
 - (2) 消費税等の会計処理
消費税の会計処理は税抜方式による
5. 会計方針の変更に関する注記
 - (1) 収益認識に関する会計基準の適用
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分)を、令和3年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。
 - ① 新車及び中古車小売販売
令和3年4月1日より、顧客への商品の受け渡し時点を「財又はサービスの支配が顧客に移転した時点」と「登録」から「納車」へ収益を認識する時点を変更しています。

令和3年度の期首より前に会計方針を遡及適用した場合の累計的影響額を、令和3年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、令和3年度の売上高・売上原価・売上利益・営業利益・経常利益及び税金等調整前当期純利益に軽微な影響があります。
6. 合併に伴う会計処理
 - ・ 本合併は適格合併に該当するため、帳簿価額による資産及び負債の引継ぎを行っています。また、合併差益・差損は発生していません。
7. その他の注記
 - ・ その他特別損失に計上内合併にかかる費用35,5百万円計上
青森、秋田、山形がDC制度移行として396百万円計上
退職金計算方法簡便法から原則法へ変更として183,2百万円計上

以上